

「職業紹介事業の業務運営要領」一部改正

・ 職業紹介事業の許可基準のうち事業所に関する要件について

面積が、おおむね 20 平方メートル以上であることに代えて、求職者及び求人者のプライバシーを保護するための措置について具体的に明記されました。

「職業紹介事業業務運営要領」抜粋 (改正箇所は赤字で表示しています)

第3 許可基準

2 有料職業紹介事業の許可基準

有料職業紹介事業許可基準

次のいずれにも該当する者について、有料職業紹介事業の許可をするものとする。

1・2 (略)

3 法第31条第1項第3号の要件(1から2までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること)

次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

(1)・(2) (略)

(3) 事業所に関する要件

有料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、構造、設備、面積からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

イ (略)

ロ 事業所として適切であること。

次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。

(イ) プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能であること。

具体的には、個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能である構造を有すること。

ただし、上記の構造を有することに代えて、以下の(a)又は(b)のいずれかによっても、この(イ)の要件を満たしているものと認めること。また、当分の間、以下の(c)によることも認めること。

- (a) 予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の求人者又は求職者等と同室にならずに対面の職業紹介を行うことができるような措置を講じること。この場合において、当該措置を講じない運営がなされた場合には、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。
- (b) 専らインターネットを利用すること等により、対面を伴わない職業紹介を行うこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。
なお、適切な苦情処理等の実施について必要な指導を行うものとする。
- (c) 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること。

(注) 無料職業紹介事業許可基準も上記と同様です。